

「三鷹市高齢者計画・第九期介護保険事業計画（素案）」に係る市民意見への対応について

【凡例】

- ①計画に盛り込みます・・・意見を概ね提案どおりに盛り込むもの
- ②計画に趣旨を反映します・・・意見の趣旨を計画に反映するもの
- ③対応は困難です・・・趣旨の反映を含め計画に盛り込むことが困難なもの
- ④事業実施の中で検討します・・・事業実施段階で判断するもの
- ⑤既に計画に盛り込まれています・・・既に意見が計画に盛り込まれているもの。既に意見の趣旨が計画に反映されているもの
- ⑥その他・・・その他の意見など

パブリックコメント提出状況
 人数：23人
 件数：75件※延べ132件

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

No	該当部分	ご意見の分類	市民意見※	対応の方向性	同一意見件数（本意見含む）
1	第4章 1 基本目標と方針	1_介護人財不足への対応について	「地域共生社会の実現」について、三鷹市も介護職の人手不足による介護崩壊の危機であることを明記すること。対応として「三鷹市独自の公助の基盤」を作るなどを検討することが急務であると明示すべき。人財不足対策に介護給付費準備基金を活用してほしい。	②計画に趣旨を反映します 第4章2（6）「持続可能な介護保険制度の運営」において、介護人財の不足について記載し、市として取り組んでいくための方向性をお示しているため、こちらの記載を一部修正し、介護人財確保が喫緊の課題であることを明記することとしました。なお、市としても、介護職員の処遇改善は必要であると考えておりますが、介護給付費準備基金は、第1号被保険者の介護保険料によって賄うこととされる経費にのみ活用することができるものであり、介護従事者への報酬の増額等に活用することはできません。	4
2	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	介護保険料の余剰を積み立ててきた介護給付費準備基金約8億6千万円を活用して、三鷹市独自に介護人財に手当を支給するなど、人手不足解消に向けた支援を行うとともに、国に対しても処遇改善のための国費を増やすよう求めてほしい。	⑥その他（意見の趣旨を踏まえ異なる方法で対応） 市としても、介護職員の処遇改善は必要であると考えておりますが、介護給付費準備基金は、第1号被保険者の介護保険料によって賄うこととされる経費にのみ活用することができるものであり、人手不足の解消に活用することはできません。 国による介護職員の処遇改善も予定されておりますが、引き続き国、東京都に対し必要な処遇改善の要望を行っていきます。なお、市では、自主財源に加え、東京都の補助金等も活用し、介護職員の研修事業、研修費用補助制度等を実施することで、介護人財確保に取り組んでいきます。	8
3	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	東京都が介護人材確保として月1万～2万円の賃上げを打ち出し評価していたところであるが月2万円の要件に勤続年数5年未満としてきた。これには三鷹市としても反対してほしい。厳しい現場に対する無理解の要件だと思う。 三鷹市は一律に支給する事を意見として欲しい。 理由としては低賃金でも我慢して働いてきた勤続年数の長い介護職は失望して辞めてしまう可能性さえある。しかも勤続年数の長い介護職は、要介護度の重い人を担当する事も多い。 若い人の雇用促進と介護職の賃上げは別に考えて行かないと人手不足の解消にはならない。また、雇用形態問わず労働時間に応じて賃上げして欲しいと要望してほしい。万が一東京都の方針が変わらない場合は三鷹市独自で補う方策を考えてほしい。	③対応は困難です 東京都が独自に実施する事業であり、人財確保の観点から勤続年数の短い職員に加算する点については、一定の理解ができますので、現時点で反対する意向はありません。なお、市としても、介護人財確保は喫緊の課題と認識しており、市独自の介護人財確保事業を実施していく中で、さらに効果的な対策を検討していきます。	2

No	該当部分	ご意見の分類	市民意見※	対応の方向性	同一意見数（本意見含む）	
4	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	認知症などの高齢者の扱いは、プロの方が関わらざるを得ない。感情労働に長けた介護職に携わる人財は、賃金アップすれば必ず集まってくる。また、介護保険を使うようになった高齢者は、芝居や旅行も限られ、お金の使い先が減る。蓄えをお持ちになっている方は、「介護保険プラス自費」で快適な生活を送ろうとする「マインドの醸成」を進める施策が必要である。とはいえ、昨今、自費でもヘルパーさんを頼めないほど、人財不足が聞こえています。賃金・労働環境改善を始めなければ、高齢者も家族も介護事業所も共倒れは、必須である。	⑤既に計画に盛り込まれていません	市では、自主財源に加え、東京都の補助金等も活用し、介護職員の離職防止・定着促進のため、労働環境の整備に取り組みます。	1
5	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	高齢者の生活と福祉実態調査の「介護・看護職員調査」で要望があった支援策（現金給付や自転車貸与など）を実施してほしい。	④事業実施の中で検討します	「介護・看護職員調査」では、主に処遇改善に関する要望が多く寄せられました。国による介護職員の処遇改善も予定されておりますが、引き続き国、東京都に対し、必要な処遇改善の要望を行ってまいります。なお、市独自の現金給付等は、現在は予定しておりませんが、社会状況の変化や近隣市の動向等も踏まえ、検討してまいります。	2
6	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	処遇改善に関し、具体的に国への働きかけはどうしているのだろうか。国が対応しなければいけない問題ならば、全国の市町村長会などで強く要望していかなければ間に合わないのではないだろうか。その点についての記述を入れるべきと思う。	②計画に趣旨を反映します	ご意見のとおり、介護職員の処遇改善に関しては、主に全国市長会を通じ、国に対して継続して要望を行っています。保険者の立場から介護保険制度の問題点等がある場合の要望については既に記載しておりますが、ご意見を踏まえて記載の一部を修正し、介護人財の処遇についても要望を行うことを明記します。	1
7	第5章 1 地域共生社会の実現のための体制づくり	1_介護人財不足への対応について	介護サービス事業所間だけでなく、介護職同士のネットワーク作りを推進してほしい。	⑤既に計画に盛り込まれていません	市では、管理者層、中堅職員層、若手職員を対象として介護職員の階層別研修を実施し、カリキュラム内で介護職同士が交流する時間を設けていることを明記しています。	1
8	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	職場とは別の「こころ・仕事の悩み相談室」は、必要とされる事業だと思う。相談先は、勤務先の事業所とは独立してほしいことと、相談内容によって、公認心理師などの心理の専門家、労働問題に詳しい法律家などにつながりやすいシステムであってほしい。	⑥その他（事業に賛同するもの）	「こころ・仕事の悩み相談室」の整備の検討に当たっては、介護職など、現場で働く方等、皆様のご意見を伺いながら進めてまいります。	1
9	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	介護人材確保事業の目標値として、介護職員等の離職率について「前回調査時点の14.4%より低下することを旨とする」とあるが、具体的な数値目標を示してほしい。	②計画に趣旨を反映します	介護職員等の離職率が増加傾向にある中（令和元年度10.9%、令和4年度14.4%）であるため、令和4年度の離職率である14.4%未満を目標値としていますが、表現が分かりにくいいため、14.4%未満が目標値であることを明記します。	1

No	該当部分	ご意見の分類	市民意見 ※	対応の方向性		同一意見数（本意見含む）
10	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	介護人財確保と業務効率化の支援について、文書負担の軽減は早急にすること、そのうえで長期勤続の表彰は必要ない、業務の効率化の名のもとに介護の現場にロボット、センサーを導入するのは、介護職のやりがいすら奪う。三鷹市のアンケートでも明確だが、低賃金でも働き続けているのは、「やり甲斐や、仕事が好きだから」という理由である。生産性向上や効率性が推進した2012年から離職者が大幅に増えた事実を三鷹市は、凝視すべきである。 まして外国人労働者に頼るのは論外である。東京都や三鷹市は、全国的に見ても若者が多い。高齢者のいる世帯は一般世帯総数に占める割合は全国が40.7%なのに、三鷹市は28.7%である。支える側の人口が多い今、介護職への三鷹市独自支援を構築し、老々介護ではなく、現役世代が生活できる制度にできるように、サービス時間を1時間単位にして労働時間の保障するなど、今、手を打つことが持続可能な人材確保につながることは、間違いない。	④事業実施の中で検討します	介護人財確保と業務効率化の支援に必要な取組については、様々な角度から取り組む必要があります。各事業を実施していく中で、介護サービス事業者や介護職員の意見等を踏まえ、より効果的な取組となるよう内容を検討していきます。	1
11	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	在宅サービス基盤の充実について、ホームヘルパーの人手不足は、国の平均でも15.5倍で、人口が多い三鷹市は、倍以上の深刻な状況であることが全く無視されている。マスコミ報道でさえホームヘルパーの人手不足がたくさん記事になっている実態を全く踏まえていない記述を書き直してほしい。	②計画に趣旨を反映します	サービス提供を支える人財の確保は重要な視点と捉え、一部記載を見直します。なお、介護人財不足への具体的な対応については、第5章6（5）「介護人財確保と業務効率化の支援」において、訪問介護員と介護施設の職員の区別なく取り組むこととしています。	1
12	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	介護人財の確保の支援や介護職の魅力向上に向けて掲げられている事業では不十分と感じる。介護職員の労働環境の根本的な状況の改善に取り組み、介護人財の不足に対応していく姿勢が必要である。	④事業実施の中で検討します	現在、実施を予定している事業は、いずれも介護サービス事業者の意見や第九期介護保険事業計画検討市民会議での議論を踏まえたものとしています。引き続き介護サービス事業者と連携を図りながら、効果的な事業を行います。	1
13	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	訪問介護員の処遇改善に向けて、介護職員需給状況を三鷹市として把握してほしい。具体的には、離職者数・入職者数、有効求人倍率、働き続けるために何が必要かの訪問介護員へのインタビュー調査である。	③対応は困難です	現在、三鷹市としてご意見に挙げられた個別の調査は実施しておらず、策定までの期間も限られているため、本計画策定に向けた追加調査の実施は困難です。ご意見を踏まえ、実態把握のために必要な調査の実施について検討していきます。	1
14	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	「離職防止・定着促進支援」の8項目について、人手不足で猫の手もかりたい実態の中で、果たしてこうした項目に現場が割く時間があるのか、疑問である。実態調査をお願いしたい。	④事業実施の中で検討します	現在も、介護サービス事業者等の意見を十分に踏まえながら事業を実施・検討しておりますが、引き続き現場の意見を十分に踏まえて事業を実施していきます。	1
15	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	介護サービス利用者への施策として、特に自己負担の引き下げやサービス提供時間の増加、サービス内容の多様化を行ってほしい。このことは、現場の裁量を認めることで、介護従事者の働きがいと介護の魅力を高めることにつながると思う。	⑥その他 （意見の趣旨を踏まえ異なる方法で対応）	自己負担割合の引き下げ等、市独自の軽減制度については、現在は予定しておりませんが、近隣市等の動向も踏まえ、検討していきます。なお、介護従事者の働きがいと介護の魅力を高めるため、介護人財確保事業として、長期勤続者の表彰制度などを実施していきます。	1

No	該当部分	ご意見の分類	市民意見※	対応の方向性		同一意見 件数（本意見 含む）
16	第5章 6 持続可能な 介護保険制度の 運営	1_介護人財不 足への対応につ いて	介護従事者の労働条件の改善を優先して行ってほしい。資格を 持っていても活かされないことが問題である。	⑥その他 (意見の趣旨を 踏まえ異なる方 法で対応)	市としても、介護職員の処遇改善は必要であると考えております。国による 介護職員の処遇改善も予定されておりますが、引き続き国、東京都に対し必 要な処遇改善の要望を行ってまいります。なお、市では、自主財源に加え、東 京都の補助金等も活用し、介護職員の研修事業、研修費用補助制度等を実施 することで、介護人財確保に取り組んでいきます。	1
17	第5章 6 持続可能な 介護保険制度の 運営	1_介護人財不 足への対応につ いて	在宅医療・介護を充実させていきたいというのであれば、その仕 組みには、高齢者の日々の生活を支える訪問介護員がいなければ 不可能である。「福祉Laboどんぐり山による在宅医療・介護の推 進」というのであれば、まずは介護職員の働く環境を改善し介護 職員の直面している困難を解消することに力をいれないといけない のではないかと。	⑥その他 (意見の趣旨を 踏まえ異なる方 法で対応)	市としても、介護職員の処遇改善は必要であると考えております。国による 介護職員の処遇改善も予定されておりますが、引き続き国、東京都に対し必 要な処遇改善の要望を行ってまいります。なお、市では、自主財源に加え、東 京都の補助金等も活用し、介護職員の研修事業、研修費用補助制度等を実施 することで、介護人財確保に取り組んでいきます。	1
18	第5章 6 持続可能な 介護保険制度の 運営	1_介護人財不 足への対応につ いて	市のリーダーシップで実効性ある人材確保策を行ってください。	⑥その他 (意見の趣旨を 踏まえ異なる方 法で対応)	市としても、介護職員の処遇改善は必要であると考えております。国による 介護職員の処遇改善も予定されておりますが、引き続き国、東京都に対し必 要な処遇改善の要望を行ってまいります。なお、市では、自主財源に加え、東 京都の補助金等も活用し、介護職員の研修事業、研修費用補助制度等を実施 することで、介護人財確保に取り組んでいきます。	1
19	第5章 6 持続可能な 介護保険制度の 運営	1_介護人財不 足への対応につ いて	デイ通所者は、そこのデイサービスプログラム（折り紙、お歌の 稽古など）を「強要」されると聞いている。 通所前に、本人と家族で、デイサービス内での過ごし方を十分話 し合い、また途中でも変更ができるようにしてほしい。しかし、 ここにも人手が必要である。人手が十分あれば、多人数が集まる 場で、自由にのびのびと過ごせる。	⑥その他 (意見の趣旨を 踏まえ異なる方 法で対応)	市としても、介護職員の処遇改善は必要であると考えております。国による 介護職員の処遇改善も予定されておりますが、引き続き国、東京都に対し必 要な処遇改善の要望を行ってまいります。なお、市では、自主財源に加え、東 京都の補助金等も活用し、介護職員の研修事業、研修費用補助制度等を実施 することで、介護人財確保に取り組んでいきます。	1
20	第5章 6 持続可能な 介護保険制度の 運営	1_介護人財不 足への対応につ いて	介護職に就いてくれる人財に長く働いてもらうためには、今まで 誰もが、何回も言い続けてきた「労働条件の向上」である。 賃金を上げ、ゆとりある人的配置になれば、さまざまな人生を背 負った高齢者に、丁寧な対応ができる。子育て、教育、看護、介 護といった感情労働は、「心のゆとり」がその質を上げると考え る。高齢者施策の第一目一番地は、介護労働者の「労働条件の向 上」である。	⑥その他 (意見の趣旨を 踏まえ異なる方 法で対応)	市としても、介護職員の処遇改善は必要であると考えております。国による 介護職員の処遇改善も予定されておりますが、引き続き国、東京都に対し必 要な処遇改善の要望を行ってまいります。なお、市では、自主財源に加え、東 京都の補助金等も活用し、介護職員の研修事業、研修費用補助制度等を実施 することで、介護人財確保に取り組んでいきます。	1
21	第5章 6 持続可能な 介護保険制度の 運営	1_介護人財不 足への対応につ いて	ベテランの介護福祉士が何故、他業種に流出しているのか、深刻 に検討すべきである。国の失敗政策をそのまま、踏襲することは 誤りである。	⑥その他 (意見の趣旨を 踏まえ異なる方 法で対応)	市としても、介護職員の処遇改善は必要であると考えております。国による 介護職員の処遇改善も予定されておりますが、引き続き国、東京都に対し必 要な処遇改善の要望を行ってまいります。なお、市では、自主財源に加え、東 京都の補助金等も活用し、介護職員の研修事業、研修費用補助制度等を実施 することで、介護人財確保に取り組んでいきます。	1
22	第5章 6 持続可能な 介護保険制度の 運営	1_介護人財不 足への対応につ いて	介護人財確保を「喫緊の課題」という認識であるならば、「介護 人財確保事業」として、個別にまとめた報告書などの提出を求め る。	④事業実施の中 で検討します	第九期介護保険事業計画における介護人財確保事業について、今後、報告書 を発行するか等については、ご意見を踏まえて検討します。	1

No	該当部分	ご意見の分類	市民意見※	対応の方向性		同一意見件数(本意見含む)
23	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	近年、家族や介護職による虐待事件が報道されることが頻繁に起きている。 介護する側に、効率性、生産性を求められ、高齢者の尊厳を大事にするための本人同意の原則さえサービスの短時間化、効率化でできない現実があるため、虐待を防ぐためにも、介護職の労働条件改善、介護家族の孤立化防止こそが急務である。	⑥その他 (その他のご意見)	認知症の本人とその家族に寄り添うことで介護家族の孤立化に取り組むとともに、介護職員の労働環境の改善に取り組めます。	1
24	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	1_介護人財不足への対応について	ヘルパーの離職を防ぐために、移動時間、待機時間、キャンセル時間を労働時間として認め、保障する仕組みに取り組んでほしい。細切れのケアプランになると、移動、待機の時間が多く拘束時間でみると最低賃金に届かない働き方になっている。また高齢者の場合突然にキャンセルになることも多く、その保障がない状況では、不安定な働き方になってしまう。そのような状況にある訪問介護員の労働環境を改善する、三鷹独自のモデルをつくってほしい。	⑥その他 (意見の趣旨を踏まえ異なる方法で対応)	訪問介護員の移動時間等については、厚生労働省通知において「移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、使用者が業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には労働時間に該当するものであること。」等とされており、この基準に照らし労働時間に該当する場合には、訪問介護員の賃金算定に含まれるものと認識しています。なお、訪問介護員の労働環境の改善に向けた市独自の取組については、ご意見を踏まえ、検討していきます。	4
25	第5章 3 介護予防・健康づくりの充実・推進	2_総合事業の見直しについて	要支援のケアプランはケアマネジャー不足もあり主に地域包括支援センターが担っているため、負担が集中しているため、例えば身体介護と生活援助を同額にするなど、市による生活援助の財政支援、多くのケアプランに対応する地域包括支援センターの職員の適正な数を確保してほしい。	④事業実施の中で検討します	地域包括支援センターの負担軽減と体制強化については、国の制度改正等を踏まえて検討しています。	1
26	第5章 3 介護予防・健康づくりの充実・推進	2_総合事業の見直しについて	国が要支援1、2を自治体に移行し、現在は総合事業(訪問型)(通所型)となっているが、報酬基盤が国の介護報酬並にされておらず、総合事業をやるところが赤字になるという本末転倒な実態にある。要支援者が利用することの多い生活援助サービスは、生活を支えるために必須であるにもかかわらず、安価なため事業所が引き受けにくくなっている。 三鷹市は、総合事業に対して介護報酬の差額分を援助すること。	④事業実施の中で検討します	総合事業は、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も要介護状態となることを自ら予防していくことを目指して実施している事業であり、要支援者の生活を支える重要な事業です。 ご指摘の生活援助サービスについては、国による報酬改定の動向も踏まえて、要支援者への必要なサービス確保と介護事業者への適切な報酬設定を念頭に制度改正を検討しています。いただいたご意見も参考にさせていただきます、引き続き検討していきます。	3
27	第5章 3 介護予防・健康づくりの充実・推進	2_総合事業の見直しについて	介護サービスの質の向上は、法令順守するための財政的基盤保障なくして不可能であり、ボランティアやふれあい支援員類みの計画は、すでに成功しているとは言えない。ふれあい支援員やボランティアへの依存度を高めているようだが、ボランティアや低い報酬で働く支援員はプラスアルファ的な存在であり、事業の根幹に位置付けないでいただきたい。	④事業実施の中で検討します	ふれあい支援員は、総合事業において多様な人財によるサービス提供を推進するための重要な役割を担っています。 総合事業については、国による報酬改定の動向も踏まえて、要支援者への必要なサービス確保と介護事業者への適切な報酬設定を念頭に制度改正を検討しているところです。いただいたご意見も参考に、ふれあい支援員と専門職の役割分担についても検討していきます。	3
28	第5章 3 介護予防・健康づくりの充実・推進	2_総合事業の見直しについて	総合事業におけるサービス提供時間(訪問型サービスの身体介助を1時間以上認めるなど)などを拡充してほしい。	④事業実施の中で検討します	総合事業については、国による報酬改定の動向も踏まえて、要支援者への必要なサービス確保と介護事業者への適切な報酬設定を念頭に制度改正を検討しています。いただいたご意見も参考にさせていただきます、引き続き検討していきます。	1

No	該当部分	ご意見の分類	市民意見※	対応の方向性	同一意見数(本意見含む)	
29	第5章 3 介護予防・健康づくりの充実・推進	2_総合事業の見直しについて	高齢者の生活と福祉実態調査のうち、介護サービス事業所への調査項目に、総合事業の実施率と実施しない場合の理由を聞いてほしい。	④事業実施の中で検討します	総合事業の実施状況の把握は、事業所等への個別ヒアリング等により取り組んでいるところですが、今後の実態把握の方法として、高齢者の生活と福祉実態調査の活用についても検討していきます。	2
30	第5章 3 介護予防・健康づくりの充実・推進	2_総合事業の見直しについて	総合事業について、ふれあい支援員やボランティアに一時的に頼らざるを得ないとしても、そこを基盤とすると介護職の社会的な地位の向上につながらず人手不足は解消できないため、初任者研修修了者を必須として、三鷹市独自に介護職の労働条件を向上する手当をすること。	⑥その他(意見の趣旨を踏まえ異なる方法で対応)	ふれあい支援員からの資格取得を支援するため、介護職員初任者研修受講料を補助する制度を設けています。ふれあい支援員事業により介護人財の裾野を広げるとともに、市独自の介護人財確保の支援等を通じ、介護の仕事に携わる人財の増加、長く働ける環境の整備に取り組みます。また、介護職職員の処遇改善については、引き続き国、東京都へ要望を行うとともに、介護職員研修事業や研修費用補助制度等を実施し、介護人財確保に取り組んでいきます。	1
31	第5章 3 介護予防・健康づくりの充実・推進	2_総合事業の見直しについて	ケアプラン上必要なサービスを時間内に提供できずにヘルパーがサービス残業をするような状況の改善や認知症の対応に対応するにはゆったりした介護が必要であるため、総合事業の生活援助と身体介護を一体のものとして、最低1時間サービスを基本とするケアプランを三鷹市独自モデルとして確立してサービスの質の向上を図る、身体介護を介護福祉士資格取得者中心にするなど、三鷹市として、介護人財不足解消に向けた独自の方針を出してほしい。また、30分、45分が基本とするような誤解される介護保険サービスをガイドブックに掲載しないこと。	⑥その他(意見の趣旨を踏まえ異なる方法で対応)	介護保険制度において提供されるサービスは、関係者によるアセスメント等により作成されるケアプランに基づき、利用者によって異なる心身の状況や介護の必要性に応じて提供されるものであり、市が統一的なサービス内容や時間数を推奨するのは困難です。引き続き、利用者の生活に寄り添ったケアプラン等が作成されるよう、介護サービス事業者への意識啓発を行っていきます。なお、市の刊行物における例示の掲載内容については、ご意見を踏まえ検討していきます。	13
32	第2章 3 高齢者の生活と福祉実態調査からみた現状と課題	3_計画等の検討方法(当事者ニーズの把握について)	「介護人財の確保・定着等に関するアンケート調査」に関しては、事業所、介護・看護職の人たちに対する質的な調査が必須です。次期の事業計画策定に関しては、インタビュー調査をして現場の質的なデータを収集し、よく検討して素案に反映するようにしていただきたい。	②計画に趣旨を反映します	介護人財の確保・定着等に関するアンケート調査を含めた「三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査」については、実施前に、調査方法全体を検討し、回答の質や回収率の向上を図っておりますが、現在の記載では、回答のしやすさを検討して実施すると読み取れるため、調査方法全体を検討することを明示します。	1
33	第5章 1 地域共生社会の実現のための体制づくり	3_計画等の検討方法(当事者ニーズの把握について)	地域の住民や多様な主体の中で、利用者、介護労働者、家族介護者といった、当事者が意見を言える機会を増やし、ニーズを持っている人たちの意見を反映させてほしい。	②計画に趣旨を反映します	4章2(1)「地域における身近な相談体制の充実」において、多職種や地域住民との協働により地域包括ケア会議を開催し、個別課題の検討から地域のニーズを把握し政策提言につなげる取組を実施しています。また、5章1(1)②「介護・福祉ニーズの適切な把握」では、的確なニーズや実情を把握するため、各種調査等を実施することを記載しています。こうした取組を通じて、多様な主体の意見を反映に努めます。	2
34	第5章 1 地域共生社会の実現のための体制づくり	3_計画等の検討方法(当事者ニーズの把握について)	高齢者の生活と福祉実態調査を実施する際、調査項目の検討に市の職員と一緒に市民や現場の介護職も一緒に参加するなど、より多様な意見を反映した調査としてほしい。	①計画に盛り込みます	高齢者の生活と福祉実態調査の調査項目のうち、三鷹市独自調査部分の項目の検討方法については、より効果的な調査となるよう、当事者意見も踏まえて次期に向けた実施方法等を検討していきます。	2

No	該当部分	ご意見の分類	市民意見 ※	対応の方向性	同一意見数(本意見含む)	
35	第5章 3 介護予防・健康づくりの充実・推進	3_計画等の検討方法(当事者ニーズの把握について)	認知症施策の話し合いを行なう「認知症地域支援ネットワーク会議」について、「医療関係者及び介護サービス事業者等を構成員とする」という表記となっており、当事者という文言が出てこない。 計画において「共生社会の実現」を謳うのであれば、認知症施策を推進していく地方自治体として、当事者の意見表明権を尊重し会議体等への参画を求めていくことを明記すべきではないのか。併せて、「認知症施策推進のための条例制定及び計画策定に向けた検討」についても、当事者を含めて検討することを明記する必要があると考える。	①計画に盛り込みます	認知症基本法の基本理念にもあるとおり、認知症の人が意見を表明したり、社会活動に参画する機会の確保は、認知症施策全般における重要課題と認識しており、第5章4(1)②「認知症の本人とその家族への支援」にも、その趣旨で記載しています。また、認知症地域支援ネットワーク会議の構成委員については、同会議の設置要綱第3条(7)において「その他市長が必要と認めるもの」の参画も可能としています。ご意見を踏まえて、認知症地域支援ネットワーク会議及び条例等の策定に関する記載部分に、当事者の意見反映を追加します。	1
36	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	3_計画等の検討方法(当事者ニーズの把握について)	市職員はまめに介護職の人たちや事業所のところに出かけて行って、現場はどのような状況になっているのか、逼迫した困難な状況へはどのような対応が必要なのかなど、しっかりと聞き取り、情報を収集する必要がある。	④事業実施の中で検討します	市職員は、引き続き、高齢者ご本人や高齢者を支える支援者等の意見に耳を傾けるとともに、介護現場等の情報の収集に努め、各事業を実施していきます。	1
37	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	3_計画等の検討方法(当事者ニーズの把握について)	現在、既に介護職員の不足状況は酷く、実際にそれを理由に介護依頼が断られており、介護崩壊を防ぐ実効性のある対策が急務である。市の置かれた状況は危機的であり、この計画にも、その状況認識が明記されるべきである。実行性ある対応のためには、現場について熟知した、当事者(介護職員・ケアマネジャー両方)や利用者、利用者家族を対策立案時から参画させ、計画に意見を反映できるようにしてほしい。	④事業実施の中で検討します	第九期介護保険事業計画検討市民会議の委員についても、団体の推薦として複数の介護職の方が選任されています。また、一般市民の方が3人、公募委員として選任されています。第十期三鷹市介護保険事業計画検討市民会議の委員については、引き続き、多様な意見が出される場となるよう、選任方法を検討していきます。	6
38	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	3_計画等の検討方法(当事者ニーズの把握について)	第10期三鷹市介護保険事業計画検討市民会議に介護職の参加を複数人公募し、計画に意見を反映できるようにしてほしい。また、現場の変化に対応できるよう、3年ごとに行っている検討市民会議のあり方自体を検討してほしい。	④事業実施の中で検討します	第九期介護保険事業計画検討市民会議の委員についても、団体の推薦として複数の介護職の方が選任されています。また、一般市民の方が3人、公募委員として選任されています。第十期三鷹市介護保険事業計画検討市民会議の委員については、引き続き、多様な意見が出される場となるよう、選任方法を検討していきます。また、介護現場の変化を迅速に捉え、継続的に事業の検証等を行うための常設の合議体の設置についても検討します。	3
39	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	3_計画等の検討方法(当事者ニーズの把握について)	介護保険制度制定から20年経ち、深刻な人手不足、倒産の最高値の更新など、国の報酬改定では不十分である。10の業界団体や東京都なども厚生労働省に大幅な報酬改定を要望したところである。3年ごとの介護報酬改定の時期に合わせた要望では間に合わない。その都度の問題点の洗い出しと三鷹市の独自モデルを、公募した市民参加で行うこと。	④事業実施の中で検討します	市としても、国、東京都に対しては、毎年、様々な機会を捉えて必要な要望を行っています。市の介護保険制度の運営に係る問題点や市独自モデルの検討について、公募した市民参加によって実施するかについては、ご意見を踏まえて検討していきます。	2
40	第5章 1 地域共生社会の実現のための体制づくり	4_高齢者の住まいの確保について	サービス付き高齢者住宅について、三鷹市として、要介護度いくつまで入居可能で、退去は要介護度いくつでさせられるのか、高齢者住宅内の管理内のサービス内容は何なのか。食事、服薬、ゴミ捨て等の制限、それ以外の外の訪問介護事業、訪問看護、診療を使うための要件と料金など、施設の差がありすぎるので、市で調査し一覧表を作って公表し高齢者が選択できるようにしてほしい。	②計画に趣旨を反映します	サービス付き高齢者向け住宅の入居要件等については、事業運営主体が住宅毎に定めています。 三鷹市内のサービス付き高齢者向け住宅の料金や各種サービス内容の一覧については、東京都がホームページ上で公開している「東京都内におけるサービス付き高齢者向け住宅一覧」等によりご確認いただくことができますので、三鷹市のホームページからリンクを貼る、窓口でのご案内に活用するなど、市としても、利用に際して必要な情報提供に努めます。	1

No	該当部分	ご意見の分類	市民意見※	対応の方向性	同一意見件数(本意見含む)	
41	第5章 1 地域共生社会の実現のための体制づくり	4_高齢者の住 まいの確保につ いて	12月三鷹市議会において、議員質問に対して市から「福祉住宅の抜本的な見直しを検討している」と答弁があった。福祉住宅の廃止に反対する。過去30年の福祉住宅施策を検証の上、制度導入時の理念に立ち返り、福祉住宅の存続、一層の拡充・活用を求める。 福祉住宅は、公設による安心感や廉価な賃料のみにその価値があるのではなく、個別相談、安否確認、夜間を含む緊急時の対応、関係者への連絡、認知症対応など、高齢入居者の暮らしに寄り添い、その日々を見守り、必要な支援につなげる生活協力員（ワーデン）の存在に、大きな価値がある。新たな仕組みとして、単にセンサーが自動通報する見守りサービスのみでは不十分と考える。 福祉住宅を存続させ、地域に開かれた場所を併設するなどすれば、各住宅の立地やニーズに合わせた新たな地域づくりの拠点としての施策展開も考えられる。	⑥その他 (その他のご意見)	今後、着実に高齢化率が高まっていくことが想定され、現行の福祉住宅を建設した30年前と比較し、高齢者人口は大幅な増加が見込まれます。そのような社会情勢の中、多くの高齢者の皆様も、安心して三鷹市に住み続けられる裾野の広い入居支援・居住支援への転換が求められており、市としての高齢者への住宅施策のあり方について、抜本的な見直しが必要であると考えています。 今後、三鷹市において、高齢者を含む住宅確保要配慮者の入居支援・居住支援を図るため、住宅部門と福祉部門が中心となり、不動産団体、居住支援団体等と一体的に連携を図るための居住支援協議会を設立する予定です。民間賃貸住宅への円滑な入居や住まいの見守りを促進するため、国や東京都が行う住宅セーフティネット制度の活用や、入居者や貸主への入退去時の支援サービス、認知症を伴った入居者に対する支援などの裾野の広い支援策について、これまで生活協力員が果たしてきた役割も踏まえながら、検討を行います。	10
42	第5章 1 地域共生社会の実現のための体制づくり	4_高齢者の住 まいの確保につ いて	福祉住宅は今後もっと必要になる。そのためには、生活支援員の人たちの労働環境をみなおす、特に働きに見合った正当な賃金を支払う方向で検討してほしい。	③対応は困難です	現状の生活協力員の謝礼については、市としては適切な水準であると認識しています。 一方、生活協力員については、要員の確保が困難である現状を踏まえ、あり方を見直す時期に来ていると捉えており、そのあり方について検討を進めます。	1
43	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	4_高齢者の住 まいの確保につ いて	高齢になればなるほど要介護度は上がり、それに連れて介護保険で入居できる施設への要望も増加するという一方で、今後、要介護度が高い高齢者が増えて行くであろうという推測ができるならば、そうした施設を準備することについての計画もあるべきである。	①計画に盛り込みます	介護保険施設その他介護保険サービスの今後の見込みや施設整備計画については、第6章として計画に盛り込みます。	1
44	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	4_高齢者の住 まいの確保につ いて	息を引き取るまで住み慣れた自宅で生きたいと思うのは、ほとんどの高齢者の希望である。ところが病や怪我、また超高齢になり、自立できなくなった時には、家族に迷惑かけたくない、家族がいないなどの、施設に入りたいと願っている。 いくら自宅がいいと思っても、ヘルパーの手も足りない現実、自立生活ができなくなった高齢者の受け入れ施設の拡大施策は、絶対に必要である。	①計画に盛り込みます	介護保険施設その他介護保険サービスの今後の見込みや施設整備計画については、第6章として計画に盛り込みます。	1
45	第5章 1 地域共生社会の実現のための体制づくり	5_在宅生活の 支援について	「安心キーホルダー」の登録は、緊急時の連絡先の確認という目的等々あるが、市政窓口の職員がキーホルダーの存在を知らなかった。介護保険を利用していなければ包括支援センターの存在すら知らない。キーホルダーの申請等、身近なところでできるようにすること。	②計画に趣旨を反映します	地域包括支援センターは、介護保険制度の利用の有無に関わらず、地域における高齢者の総合相談窓口として活動しています。「あんしんキーホルダー」に関しても、地域の関係団体と協力して登録会などを行うなど地道な周知活動を行っています。さらに令和5年10月末より救急医療情報キットと一体化して、地域包括支援センターにて両方の申請、登録、配布ができるようになりました。いただいたご意見を参考に、地域包括支援センターの機能の周知と充実を図るとともに、緊急時の連絡先の確認ができる「あんしんキーホルダー」と「救急医療情報キット」について、より一層の利用促進に向けて、周知を図っていきます。	1

No	該当部分	ご意見の分類	市民意見※	対応の方向性		同一意見数(本意見含む)
46	第5章 1 地域共生社会の実現のための体制づくり	5_在宅生活の支援について	移動支援について、小型EV車両はゆっくり走行してよいが、高齢者は家の中にいるため、有効活用されていないため、バスを知らせる音楽を流してほしい。又、井の頭地区のAIデマンド交通の実証実験では実情に合っていない。時間枠が10時から3時台まで、しかも買い物ができる目的の場所に行けない。地域の実情にあった交通サービスの検討を確実に行ってほしい。	④事業実施の中で検討します	いただいたご意見を踏まえまして、市内の道路事情等も参考にしながら、移動支援サービスの利用促進について、誰もが安全で安心して移動できる交通環境の整備に努めます。	2
47	第5章 1 地域共生社会の実現のための体制づくり	5_在宅生活の支援について	買い物環境の整備について、井の頭地区は地域で下着を買うことすら困難な状況である。高齢者の中にはスマホも持っておらず、パソコンもない高齢者がネットスーパーやインターネットショッピングを円滑に行える取組を検討してほしい。	①計画に盛り込みます	日常生活や社会活動への参加を支援する環境整備として、移動支援サービスの利用を促進するとともに、いただいたご意見等も参考にしながら買い物環境の整備を推進します。	1
48	第5章 3 介護予防・健康づくりの充実・推進	5_在宅生活の支援について	杖を携行している高齢者が増えていると感じている。市は、フレイル予防の運動できる場を提供し、一人でも寝たきりの高齢者を出さない「予防」に税金投入し、市民は心して運動する場に足を運ぶ。そして三鷹市が支援(後援)する運動の機会に参加する、頑張る市民に「みたか地域ポイント」進呈する。またスマホを持つ市民に、運動の場を利用して「みたか地域ポイント」を使いこなすデジタル教育をする。デジタルが使えるようになれば、重いものは配達システムを使って買い物できるようになる。一石二鳥となると考える。	④事業実施の中で検討します	フレイル予防・介護予防については、高齢者をはじめとする地域住民が年齢や身体状況により途切れることなく他者とのつながりのなかで主体的に「通いの場」等の多様な社会参加を継続できるよう、関係機関と連携し体制整備をすすめています。いただいた意見も参考に、高齢者の社会参加の充実に向けて取り組みます	1
49	第5章 5 在宅医療・介護の推進体制の強化	5_在宅生活の支援について	三鷹市のオムツの無料支給は要介護度無関係に支給してほしい。12回漏れ可能なものは利用者の褥瘡を増悪している。もっと質の良いものにメーカーを替える。当事者が選べるものにしてほしい。	④事業実施の中で検討します	紙おむつ支給事業については、利用者の快適な日常生活の維持と介護者の負担の軽減を図るため、現行、要介護4または5の市民税非課税世帯の方を対象として実施しておりますが、要介護度に係らず対象とすることは、市の財政上困難です。製品については、複数メーカーの製品が掲載されたカタログの中から希望する製品を選択することが可能となっておりますが、今後も幅広いニーズに対応できるよう取り組んでいきます。	1
50	第5章 5 在宅医療・介護の推進体制の強化	5_在宅生活の支援について	「家族介護者のストレスケア」を図ることはとても大事だと思う。しかし、介護での精神的なストレス、疲労は、本人の自覚が伴わないうちに進行し、危機的な状況を招いてしまうケースがある。そのため、家族からの訴えがあってから対処するだけでなく、日ごろから家族と直接会う時間を設けて、話しやすい環境を作っておくことが望ましいと思う。また、精神、心理の専門家とともに、ストレスや抑うつへの簡単な心理尺度を用いてアセスメントする方法も考えられる。	④事業実施の中で検討します	社会福祉協議会との協働により、家族介護者交流事業の充実と利用促進に取り組むとともに、家族介護者の日頃の状況については、ケアマネジャーや介護サービス事業者など、身近な方との連携によりつながっていき考えています。精神、心理の専門家との協働につきましても、ご意見を参考にさせていただきます。	1

No	該当部分	ご意見の分類	市民意見※	対応の方向性		同一意見数(本意見含む)
51	第5章 5 在宅医療・介護の推進体制の強化	5_在宅生活の支援について	訪問診療を受けなければならない高齢者はたくさんいる。一番困るのは皮膚科、整形の専門医が訪問診療でない事である。取り分け皮膚科は深刻で専門医でないクリニックの先生の処方した薬で症状が悪化するケースもある。不定期の予約制でも皮膚科の専門医の訪問診療があると良いと思う。オムツ使用や入浴回数制限など要介護者の皮膚病の治療についても三鷹市で検討してほしい。	④事業実施の中で検討します	ご意見のとおり、訪問診療や往診をしてくれる皮膚科や整形外科の専門医は少数です。皮膚科や整形での訪問診療や往診してくれる医療機関の情報につきましては、「三鷹かよおっと」や「東京都のひまわり」にて情報提供をしています。訪問診療が可能な医療機関の情報提供についての周知を図ってまいります。 また、ご意見のとおり、要介護者の褥瘡予防などのスキンケアについては、専門的な知識が必要です。訪問診療は、医療や介護に係る支援者でチームとなって活動しています。今回いただいたご意見につきましては、現場の支援者とも情報共有し、要介護者がより快適な生活につながるような支援について、検討を行います。	1
52	第5章 5 在宅医療・介護の推進体制の強化	5_在宅生活の支援について	「在宅福祉サービスの利用促進」において、三鷹市社会福祉事業団の取組は、営利目的ではないからできることで、とても貴重な存在であり、三鷹市は全力でサポートして、事業団の維持・強化を図ってほしい。	②計画に趣旨を反映します	いただいたご意見のとおり、市としても三鷹市社会福祉事業団は重要な介護・福祉関係団体の一つであると捉えています。具体的なサポートとしては、主に補助金の交付による経済的支援を実施しています。サービス利用者の在宅生活の継続を支援するため、今後も事業団と連携を図っていきます。	2
53	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	5_在宅生活の支援について	ワーキングプアの貧困層を中心に保険料を支払いながら介護契約ができない事態を招くことがないように、三鷹市として社会福祉協議会の介護保険事業を再公営化事業としてほしい。	③対応は困難です	三鷹市社会福祉協議会が行う介護保険事業は独自の事業であり、市が公営化を検討するものではありません。	2
54	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	6_介護保険制度について	第三者評価事業について、今や利用者が事業所を選択しているわけではなく、事業所が利用者を選択する事態になっている。訪問であれば、遠距離、困難事例、利益の少ない総合事業の契約を切る方向にきている。クリームスキニングを行っている事業所に対してこそ指導すべきである。	⑤既に計画に盛り込まれています	介護サービス事業者に対する指導・監査等については、法令等に基づいて実施します。また、適正な運営がなされるよう、運営基準等の周知・啓発にも努めていきます。	1
55	第1章 2 計画の位置づけ	6_介護保険制度について	介護保険事業計画の計画期間が3年間というのは長すぎる。介護職員全体における人員不足は3年間ではなく、今すぐに対策が必要な課題である。毎年の調査計画が必要であり、3年を待たずに崩壊する危機にある自覚を市民と共有し、事業計画に反映させてほしい。	④事業実施の中で検討します	介護保険事業計画は法定計画であり、3年ごとに策定することが自治体に義務付けられております。なお、各事業につきましては、計画を基本としながらも、必要に応じて随時見直しを行います。	1
56	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	6_介護保険制度について	介護認定調査結果、介護保険証などの郵送先を家族にさせていただく選択肢を、ぜひ検討していただきたい。	⑥その他(その他のご意見)	現在も、申請により郵送物の送付先をご家族等の住所に変更することは可能です。送付先の変更が可能なことについて、さらに周知を図っていきます。	1
57	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	6_介護保険制度について	介護認定の公平性、認定調査の質確保、審査の公平性という名のもとに、実際に困っているニーズがあることが見落とされていくのではないかと心配であるため、高齢者の立場に立った要介護認定を行ってほしい。	④事業実施の中で検討します	要介護認定に当たっては、認定調査員や介護認定審査会委員に対し、適時適切な研修を行うとともに、主治医意見書等をもとに、適正な認定審査を行います。	1

No	該当部分	ご意見の分類	市民意見※	対応の方向性		同一意見件数(本意見含む)
58	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	6_介護保険制度について	要介護認定調査について、家族負担を考慮し、原則平日という扱いを変更してほしい。	④事業実施の中で検討します	市の認定調査員による調査は、土曜日に月4枠程設けておりますが、一定の条件をご理解いただける場合に限り実施しています。 また、更新申請については、認定調査を居宅事業所に委託ができるため、平日にご家族の調査の立ち合いが難しい場合は委託事業者による調査で対応もしています。 いずれの場合も、調査枠や条件が限られており、調査の日程が遅れる傾向があるため、「調査連絡票」には原則平日と記載させていただき、ご相談があった場合に調整することとしています。	1
59	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	6_介護保険制度について	介護保険の負担が重い、介護保険料の引き下げと利用者負担の引き下げを行ってほしい。	③対応は困難です	要介護認定者数の増に伴うサービス利用の増加といった要因があり、介護保険料の引き上げは避けられませんが、介護給付費準備基金を可能な限り活用し、保険料の上昇を抑制することとします。なお、自己負担割合の引き下げ等、市独自の軽減制度については、現在は予定しておりませんが、近隣市等の動向も踏まえ、検討していきます。	1
60	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	7_介護職員の資質向上について	より多くの介護職が業務負担を増やさずに研修機会を得られるようにするために、市として介護サービス事業所が積極的に研修に取り組めるよう支援できないか。例えばインセンティブをつけるような具体的な取組をすることで、三鷹の事業所であれば参加することが当然というような仕組みにすることはできないだろうか。せっかく研修を検討しても、参加できる体制づくりを支援しなくては、効果が限定的であると考えます。	②計画に趣旨を反映します	ご意見のとおり、各種研修に介護サービス事業所が職員を参加させやすくする仕組みや動機付けが必要であると考えます。ご意見の趣旨を踏まえ、まずは、スキルアップ研修の実施の中で、こうした仕組み等の検討を行うこととします。	1
61	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	7_介護職員の資質向上について	人口の1割と言われる、性的マイノリティの方への介護対応は複雑で、高度な人権意識を持った介護者が必要とされる。となく家族から断絶しがちな性的マイノリティの方々が、高齢になって自立できなくなった時に、性の多様性に理解ある介護者が働く施設の整備も必要と考える。	④事業実施の中で検討します	特定の方のみを対象とした施設の誘致等は困難であると考えますが、三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携し、全ての介護従事者に対し、性的マイノリティに関する理解を深めるための研修の実施について検討します。	1
62	第5章 5 在宅医療・介護の推進体制の強化	7_介護職員の資質向上について	精神障害の理解を深めるため、ヘルパーの教育、訓練を行ってほしい。	④事業実施の中で検討します	三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携し、精神障がいに関する訪問介護員向け研修の実施について検討します。	2
63	第5章 5 在宅医療・介護の推進体制の強化	8_福祉Laboどんぐり山について	福祉Laboどんぐり山による在宅医療・介護の推進について、協働する企業や大学等は、どのように選ぶのか。公募をかけているのか不透明である点、在宅生活を支える研究開発や最新技術とは何か明確にされていない点を感じるため、どんぐり山の役割を公開してほしい。もし、三鷹市の介護サービス事業所の大規模化、生産性向上を目指すものであるならば介護保険を一部企業の収益に資するもので反対である。	⑥その他(ご質問等)	福祉Laboどんぐり山の事業・役割等につきましては、三鷹市及び指定管理者である三鷹市社会福祉事業団のホームページ等に掲載させていただいておりますが、よりご理解をいただけますようわかりやすい掲載等について工夫してまいります。福祉Laboどんぐり山は、在宅医療・介護に係る研究事業と介護人財の育成事業、在宅生活を支援するサービスの3つの事業を通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会づくりを実現するために設置した施設です。企業等との協働による成果は市及び市民に還元し、市民サービスの向上に寄与するものです。	3

No	該当部分	ご意見の分類	市民意見※	対応の方向性		同一意見数(本意見含む)
64	第5章 5 在宅医療・介護の推進体制の強化	8_福祉Laboど んぐり山について	生活リハビリセンターとは何をやる場所なのか、誰が取り組むものなのか不透明である。訪問介護サービスとの関係はあるのか、市独自で予算を組めるなら、既存の介護職の流出防止に市独自のサービスを導入すべきで、別のサービスを入れる意図が伝わらない。老健との違いは何か不透明である。	⑥その他 (ご質問等)	生活リハビリセンターは在宅医療・介護研究センターや介護人材育成センターの実践・実証の場としての役割に加え、介護が必要な高齢者等であって、居宅における生活を営むための支援が必要である方に対して、日常生活に必要な動作を通して自立した生活の維持及び能力向上のために行うリハビリテーションを中心としたサービスを提供する施設で、既存の介護保険サービスを補完する役割を果たすものと考えています。介護人材の確保に向けては、介護人材育成センターにおいて研修や事業者支援に取り組んでまいります。	1
65	第5章 計画の内容	9_計画の内容・構成について	介護業界全体の喫緊の課題は、地域包括の過重労働、ケアマネジャーの加重労働、ヘルパーの高齢化や不足である。その脆弱な体制にコロナが襲い掛かったという構図である。次なる感染症や災害などが起きればどうなるのか、実害を受ける市民とともに危機意識をもっと共有すべきであり、十分な調査や検討に基づく事業計画の再考を求める。	③対応は困難です	策定までの期間も限られているため、本計画策定に向けた追加調査等の実施は困難です。なお、三鷹市高齢者計画・第九期介護保険事業計画(素案)では、実態調査や様々な場面で介護サービス事業者等からいただいた意見等を踏まえ、介護従事者の負担軽減、ケアマネジャーの確保等について記載するとともに、災害や感染症への備えについても、第5章の6「持続可能な介護保険制度の運営」内で取り組むこととしています。	1
66	第5章 計画の内容	9_計画の内容・構成について	「計画の内容」が、それぞれの小項目において、「努めます」「支援します」「図ります」「目指します」「検討します」などの言葉に終始している。なぜこんなに曖昧な表現になっているのか。これまでの慣習であれば見直して、もっと明確に何をやるのか明記していただきたい。	②計画に趣旨を反映します	各事業について、可能な限り具体的な記載としています。計画を踏まえて、各事業に着実に取り組みます。	1
67	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	9_計画の内容・構成について	「介護支援専門員の資格取得及び更新にかかる費用等の助成の[実施を検討]します」「新たに開設する居宅介護支援事業所の開設費用等の助成の[実施を検討]します」という及び腰の政策では間に合いません。今なにをするのかを、きちんと表現する記述をしてください。	①計画に盛り込みます	「介護支援専門員の資格取得及び更新にかかる費用等の助成」について、第九期の計画期間の初年度である令和6年度からの実施に向けて予算提案を行うため、記載を一部修正しました。	1
68	第2章 3 高齢者の生活と福祉実態調査からみた現状と課題	10_高齢者の生活と福祉実態調査について	必要な時に医療介護に繋がっていない実態が見える。必要な時に十分な医療・介護が受けられないことについて不安を持つ、比較的元気と言われる高齢者であっても、介護が必要であり、また受けられないことへの不安が存在していることを示している。コロナ禍以前の生活にどれだけ戻っているか、統計調査が必要だと考える。合わせて、この高齢者には認知症の人も多く、その点にも留意すべきであり、実態調査も求められる。	①計画に盛り込みます	3年後の計画を見直しする際の「高齢者実態調査」にて、いただいた意見を参考に当事者である高齢者等の意見も踏まえた意見聴取に努めます。	1
69	第2章 3 高齢者の生活と福祉実態調査からみた現状と課題	10_高齢者の生活と福祉実態調査について	要介護者が利用したいサービスの多くを訪問介護が担っている現状であるが、今後のサービス利用意向の調査項目に、訪問介護の項目がない。なぜ、ないのか疑問である。調査があるのであれば、お示し頂きたい。無ければ再調査をすぐに行い、次期計画に反映して頂きたい。	③対応は困難です	ご意見のとおり、訪問介護は在宅生活の継続のために必要で重要なサービスであると認識しておりますが、需要の高さが明らかであるため、調査項目には盛り込んでおりません。	1

No	該当部分	ご意見の分類	市民意見※	対応の方向性	同一意見件数(本意見含む)	
70	第5章 3 介護予防・健康づくりの充実・推進	11_高齢者の権利擁護について	高齢者の権利擁護のために「成年後見制度」だけでなく、「任意後見制」や、社会福祉法人やNPO法人などの法人が「保佐人」もしくは「補助人」として高齢者の権利を守るための支援をできるように進めてほしい。また、そうしたことについて周知徹底を図ってほしい。簡易な「任意後見制度」や法人による「保佐人」「補助人」などが認められて広く支援を受けられるようにしてほしい。	④事業実施の中で検討します	「三鷹市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護センターみたかを始めとする関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進に努めています。いただいたご意見も踏まえ、任意後見制度並びにその他の権利擁護事業の周知と普及啓発にも取り組んでいきます。	1
71	第5章 3 介護予防・健康づくりの充実・推進	11_高齢者の権利擁護について	一定程度の距離を徒歩で外出することが困難な高齢者の「参政権」の保障について施策を講じてほしい。	⑥その他(その他のご意見)	いただいたご意見を関係部署と共有します。	1
72	第1章 1 計画策定の背景と趣旨	12_その他	「地域共生社会の実現」を目標に掲げ、地域包括ケアシステムと介護保険制度を基盤とした、人と人、人と社会がつながり、支え合う地域共生社会をめざす」とあるが、「地域包括ケアシステム」には介護保険制度(医療、障害の公的制度も)も含まれており、公的制度和インフォーマルサービスを切りはなすことがあってはならない。また、高齢者計画においては、公的で専門的な支援が必須なものであり(医療や障害はより必須)、これを民間や市民に投げることは公的責任の放棄になりかねない。税金を徴収して施策をつくる行政にあっては、財源などを理由にした民間化・ボランティア化には反対である。その点十分な配慮をお願いしたい。	④事業実施の中で検討します	高齢者が住み慣れた三鷹市で安心して自分らしい生活を続けられるような支援体制を目指す「地域包括ケアシステムの構築」については、市民意見を伺いながら推進していくことが重要であると捉えています。いただいたご意見の趣旨のとおり、自助、互助、共助、公助が必要になってきます。この4つの要素の適切な連携により、支援体制の仕組みづくりに取り組んでいきます。	1
73	第4章 1 基本目標と方針	12_その他	「みたか高齢者憲章」の理念を実現するための基本目標とあるが、「みたか高齢者憲章」自体が今から約20年前の平成16年に制定されたもので、今とは人口ピラミッドや高齢者率など、状況が異なっている。現代の社会状況に合わせた「みたか高齢者憲章」の改変を行い、その上で基本目標を立てることが必要だと考える(80歳時代ではなく100歳時代にするなど)。より言えば、介護職の「社会的評価の低さ」は離職にもつながる大きな問題であるため、それを高める上でも「みたかケア憲章」を新たに策定し、三鷹市がケアを柱に据えた地域づくりをすることを打ち出していただければと思う。	⑥その他(その他のご意見)	みたか高齢者憲章については、制定から20年近く経過していることから、ご指摘の趣旨を踏まえ、時期を捉えて検討をいたしたいと考えます。	1
74	第5章 1 地域共生社会の実現のための体制づくり	12_その他	高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの係関係部署が連携した包括的な支援体制について、現在は、各部門ごとの基盤強化が必要である。地域共生社会の実現は、生産性、効率性とは無縁の安心できる社会の実現として明示してほしい。	⑤既に計画に盛り込まれています	第5章1(2)①「関係機関、関係団体等との連携による施策の充実」にて、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、担当部署の垣根を超えた連携を強化することとしています。	1
75	第5章 6 持続可能な介護保険制度の運営	12_その他	物価高、コスト高等に直面する訪問介護サービス事業所の経営実態調査を行うなど、経営状況等を把握し、必要に応じて市独自の支援を行ってほしい。	⑥その他(その他のご意見)	物価高騰等に伴う介護サービス事業所に対する支援等については、本計画に関わらず、適時適切に対応していきます。	1